

平成28年熊本地震に関する特別決議

平成28年熊本地震に関する特別決議

熊本地方は昨年4月、かつて経験したことのない大地震、熊本地震に襲われた。震度7の激しい揺れを二度も引き起こした熊本地震により、震源地近くの益城町や西原村、南阿蘇村は壊滅的な被害を受け、死傷者3,000人、家屋の損壊15万棟など県内各地は甚大な損害を被った。4,000回を超えた余震は、1年近く経った現在でもなお収まることなく続き、復旧・復興の妨げとなっている。

発災直後から、各町村は全力を挙げて被害の把握と被災者の支援、被災地の復旧・復興に当たってきた。この間、国・県におかれては速やかな激甚災害への指定や3次にわたる補正による1兆1,000億円に上る復旧・復興予算の確保、復興基金の創設など迅速な支援で対応を図っていただいたところである。また全国の自治体からの多数の職員派遣、支援物資・支援金の送付、480億円を超える全国からの義援金など、各方面から寄せられた温かい応援は誠に有難く、感謝に耐えない。

しかしながら、熊本地震による被害、損失はあまりにも大きく、今も復旧・復興への道のりは課題が山積している。こうした状況からの一日も早い脱却と、復旧・復興を目指して、熊本県町村会では、町村財政に影響を及ぼさない復旧・復興予算の確保や手厚い支援などを国や県に訴えてきた。

国、県においては、いまだ生活再建途上にある多数の被災者、被災地、さらに風評等々による二次被害も抱えた熊本県内町村の切実な声に応え、迅速かつ確実に復旧・復興がなされるよう、以下の事項の実現を強く要望する。

記

- 一、復旧・復興にあたっては、既存の制度・仕組みにとらわれることなく、被災者や被災地の現状・要望をよく斟酌し、臨機応変な対応で事業・支援等を進められること
- 一、道路等社会インフラの復旧・復興にあたっては、原状回復にとどまらない創造的復興へ向けての最大限の支援をなされること
- 一、復旧・復興を迅速かつ確実に進めるため、特別の立法措置や復興基金の拡充・対象拡大を含め、町村の財政負担を最小化するよう対策を図りながら、継続的財源を確保すること
- 一、人的支援についても技術職員の派遣や復興基金の活用等を含め、中長期的視点で更なる派遣支援、財政支援を講じること
- 一、農林水産・商工観光業等の経営復旧・再建へ向けては、被災町村の発展に資するよう支援策を講じること

以上、特別決議する。

平成29年3月24日

第70回熊本県町村会定期総会